

国の出先機関の見直しに関する中間報告 (原案) の構成

1 基本的な考え方

- (1) 国の出先機関の見直しの必要性
- (2) 検討の経緯～「骨太2007」から第1次勧告と「骨太2008」へ～
 - (政府からの検討要請)
 - (第1次勧告)
 - (地方分権改革推進要綱 (第1次)、骨太の方針2008)
- (3) 「中間報告」の位置付けと今後の検討の進め方
 - (「中間報告」の位置付け)
 - (今後の検討の進め方)

2 事務・権限の仕分け

- (1) 事務・権限の分類及び仕分けの基準の具体化
 - ① 事務・権限の廃止・民営化等の検討
 - ② 第1次勧告で取り上げた分野の取扱い
 - ③ 地方移譲の対象となる「地方自治体による総合行政の確立等に資するもの」の考え方の具体化
 - ④ 多くの機関に共通する事務・権限の仕分けの方向
- (2) 事務・権限の地方移管にあたり必要となる措置
 - ① 都道府県域を超える広域的な事案に係る規制権限
 - ② 災害等の緊急時に機動的に対応できる仕組みの検討

3 組織の見直しの方向

- (1) 組織の見直しの基本的考え方
- (2) 個別機関の廃止統合の検討
 - ① 行政の簡素・効率化等の観点から組織の廃止を検討するもの
 - ② 二重行政の問題を解消する観点から組織の見直しを検討するもの
- (3) 一部の事務・権限を存続させる場合の組織の在り方の検討
 - ① 同一府省内に存在する専ら国が本来担うべき事務を行う他の出先機関への事務・権限の吸収の検討
 - ② 府省を超えた総合的な出先機関への事務・権限の集約化の検討
 - ③ 都道府県単位機関のブロック化の検討
 - ④ 二重行政の弊害是正方策

4 組織の見直しに伴う人員及び財源の取扱いについての基本的考え方

5 その他

国の出先機関の見直しに関する中間報告（原案）

1 基本的考え方

(1) 国の出先機関の見直しの必要性

- 地方分権改革は、住民に身近な行政、そして意思決定はできる限り地方自治体にゆだねることを基本として、国と地方の役割分担を徹底して見直す取り組み。国の出先機関が担っている事務・権限は多種多様だが、これらは地理的な管轄区域を限った現地機関で実施しており、その意味で、現地性が高く、住民に身近なものが多い。また、地域における総合的な行政主体である地方自治体との関係で「二重行政」ではないかとの厳しい指摘が向けられるゆえんもここにある。このため、地方分権改革の中で、国の出先機関の見直しについて検討することは極めて重要。
- 道路特定財源をめぐる議論の中で判明した出先機関での無駄遣いの実態や、北海道開発局の事業をめぐる官製談合事件などを通じて、あらためて出先機関における構造的なガバナンスの欠陥が問われる事態となった。これらの出先機関は、膨大な予算を持ち、各地域において大規模な公共事業の執行や法令の執行事務などを行っているが、物理的に中央から離れていることに加え、多くの事務・権限が出先機関の長に委任されている。このため、個々の事務・権限の執行について国会や大臣等によるチェック機能が働きにくい。また、個々の事務・権限の執行等にあたり、地域住民の意向が反映されにくい。これらがガバナンスが機能不全に陥った原因でもあり、もはや内部努力では改善できないとの指摘もある。補完性・近接性の原理に基づき、現在これらの出先機関が行っている国の事務・権限を思い切って地方自治体に移譲することにより、議会や住民との距離が縮まり、事業の執行等について、議会や住民（納税者）による監視や民意の反映等も的確に行われ得る。以上は、地域からの民主主義（下からの民主主義）の確立に係る問題であり、出先機関の見直しを通じて地域の民主主義に基づくガバナンスを充実することは、地方分権改革の本質的課題。
- 平成 19 年 5 月 25 日の経済財政諮問会議で有識者議員から示された「国の出先機関の大胆な見直し」では、15 系統の出先機関において「地方に移譲可能」な事務が存在しているのではないかとされた。この中には、専ら国が本来担うべきとされる事務が当該機関の事務のほとんどを占めていると見られる機関もある。その一方で、数多くの出先機関の多くの事務に対して、国と地方の「二重行政」との批判。行政の重複を徹底して排除し、国と地方を通じた簡素化及び効率化を推進する観点からも、国の出先機関の抜本的な見直しと改革が不可欠。
- これらの国の出先機関は、戦時体制への移行や戦後復興のための国家行政機能の拡大と地方自治制度の改変に伴って設置されたものが多い。しかし、近年における地方自治行政の著しい発達、交通や情報通信手段の発達にとどまらな

い社会経済情勢の変遷に伴う行政需要の消長等により、もはや存在意義が薄くなったものもあると考えられる。この意味でも抜本的に見直すことが必要。

- このような観点から、委員会では、「骨太の方針2007」及び「同2008」に示された政府の方針を踏まえつつ、地方分権確立のため国の出先機関を大胆に合理化する抜本的な改革に向け検討。これにより、国の出先機関の事務・権限の大幅な地方への移譲や廃止等の仕分けについて結論を示すとともに、それに伴う国の出先機関の廃止を含む整理・合理化などについて結論又は方向性。

（2）検討の経緯～「骨太2007」から第1次勧告と「骨太2008」へ～

（政府からの検討要請）

- 前述したとおり、平成19年5月25日の経済財政諮問会議で有識者議員から「国の出先機関の大胆な見直し」が示された。これを受けた「骨太の方針2007」において、政府の方針として、国の出先機関についての抜本的な見直しを委員会が行うことが要請された。今回の検討は、このように、内閣総理大臣を議長とする経済財政諮問会議から発議され、閣議決定である「骨太の方針」により、政府から委員会に対して検討の要請が行われたもの。

（第1次勧告）

- 「第1次勧告」（平成20年5月28日）では、第2次勧告に向けた検討課題として、国の出先機関の改革の基本方向を提示。出先機関の事務・権限の地方移譲や廃止などの具体的な検討にあたっては、地方自治法及び地方分権改革推進法が定める国と地方の役割分担の基本を踏まえつつ、「国の出先機関の事務・権限の仕分けの考え方」を示し、これに沿って整理。
- 「仕分けの考え方」では、出先機関の事務・権限を、①重複型、②分担型、③関与型、④国専担型の4類型を基本として、さらに詳細な分類を行い、それぞれの分類ごとに、仕分けの考え方を具体化。これに沿って、国の出先機関の事務・権限について、これまで委員会において調査審議を行ってきたものを中心に、以下の①から④に仕分け。
 - ① 事務・権限の廃止（民営化、独法化等を含む。）を検討するもの
 - ② 事務・権限の地方への移譲を検討するもの
 - ③ 事務・権限の本府省等への移管を検討するもの
 - ④ 上記のいずれにも仕分けできず、引き続き国の出先機関において処理せざるを得ないと判断するもの
- 仕分けに基づき対象となる出先機関の事務・権限の整理を行った上で、それに伴う組織・定員の廃止・縮小、見直し後に残る組織・定員のあり方などについて、結論又は方向性。
- その際、特に二重行政の問題を解消する観点から検討が必要な国の出先機関については、廃止、当該府省の他の出先機関への事務・権限の吸収、府省を超えた総合的な出先機関への事務・権限の一元化の検討など、原則として当該出

先機関を廃止する方向で検討。

(地方分権改革推進要綱(第1次)、骨太の方針2008)

- このような「第1次勧告」に示した取組方針は、政府の方針としても位置付けられた。
- 6月20日に政府の地方分権改革推進本部で決定された「地方分権改革推進要綱(第1次)」(以下「第1次要綱」という。)では、「委員会の『第1次勧告』を最大限尊重し、地方分権改革の推進に強力に取り組む」とこととされた。また、この中で、第2次勧告等に向けて、国の出先機関の改革を含め、「政府として引き続き委員会の活動を積極的に支援し、関係府省は、国の出先機関の改革についての委員会の調査審議に挙げて協力する」とものとされている。
- 「骨太の方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)では、委員会は、「第1次勧告」で示した仕分けの考え方及び見直しの進め方に沿って、仕事及びこれに伴う人員の移譲を含む国の出先機関の抜本的な改革について勧告を行うこととされた。また、政府として、これを実現するための計画を平成20年度内に策定することとされた。

(3)「中間報告」の位置付けと今後の検討の進め方

(「中間報告」の位置付け)

- 「第1次勧告」で示した国の出先機関の事務・権限の仕分けの考え方を具体化し、「中間報告」として取りまとめるもの。
- あわせて、国の出先機関の組織の見直しの基本的考え方とその検討の方向や、それに伴う人員及び財源の取扱いの基本的考え方を提示。
- これにより、本年末に予定している「第2次勧告」に向けて、国の出先機関の見直しの基本的な考え方、今後の進め方を委員会として明らかにする。第1次要綱では、関係各府省が「委員会の調査審議に挙げて協力する」ことを閣僚が集まり政府として確認していることから、これに対応し、委員会として今後の調査審議方針をあらかじめ明らかにするもの。

(今後の検討の進め方)

- 「中間報告」で具体化した仕分けの考え方にに基づき、WG・事務局で検討した国の出先機関の事務・権限の整理に沿って、事務局から各府省に仕分けについての見解を求めた上で、これを基に国の出先機関の抜本改革について本年9月以降、各府省ヒアリングを積極的に行いつつ審議を進め、結論を得て、年内に第2次勧告を提出することを目指す。
- 国の出先機関の見直しにあたっては、事務の集約化による効率化・スリム化を前提とした上で、地方自治体に移譲される事務・権限に対応した地方の人員及び財源を確保することが必要。
- 今後、委員会では、国庫補助負担金、地方交付税、国税から地方税への税源移譲を含めた税源配分の見直しについて一体的に検討し、地方債を含め分権に

かなった地方税財政制度の改革を進めていくため、第2次勧告後に検討し、勧告する予定。

- なお、道路特定財源の一般財源化を含め、今年の税制抜本改革の検討にあたっては、国と地方の財政状況に留意しつつ、地方の担う事務と責任に見合った地方自治体の税財源の充実確保の方策を検討すべき。

2 事務・権限の仕分け

今後、国の出先機関の事務・権限の地方移譲や廃止などの具体的な検討を行うため、第1次勧告で示した事務・権限の仕分けの考え方を以下のとおり具体化するとともに、あわせて事務・権限の地方移譲にあたり必要となる措置について検討。

(1) 事務・権限の分類及び仕分けの基準の具体化

① 事務・権限の廃止・民営化等の検討

- 現在、政府では、無駄の徹底的な排除に向けた集中点検等の取組みが行われている。昔から整理されず引き続いて行われているような政策を思い切っで見直すことにより、国の出先機関の事務・権限のさらなる廃止・民営化等を検討。
- 特に、現在国の出先機関において実施している事務等のうち、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であっても、国が自ら主体となって直接に実施する必要がないと考えられるものについては、独立行政法人化の可能性についても検討すべき。その際、特に、相当規模の実施体制を持っている場合や、関連の深い事務や同種類似の事務等を行う独立行政法人が既に存する場合等については、積極的に検討を行うべき。

② 第1次勧告で取り上げた分野の取扱い

- 第1次勧告の「重点行政分野の抜本的見直し」において取り上げた内容に関係する事務・権限については、勧告の内容を踏まえつつ、仕分けを行う。ただし、今回の国の出先機関の見直しの過程において、他の類似又は関連する事務・権限の仕分けの検討に合わせ、更なる検討を加えることはあり得る。
- 直轄国道や一級河川の直轄区間については、第1次勧告の「重点行政分野の抜本的見直し」において、国から地方に移管する方針と移管の範囲を既に明らかにした。また、個別の移管対象については、「関係地方自治体との調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る」(第1次勧告)こととしており、移管対象の具体的な量的規模は、この調整により確定。その結果として地方に移管されるものの「ボリューム感」は、関連する出先機関の組織のあり方について検討する際の重要な要素。委員会としては、第2次勧告に向け、国と関係地方自治体との両者を督励しつつ実のある地方分権改革の実現のための努力を払うとともに、必要に応じ自らもさらに検討。
- なお、道路・河川の具体的な移譲に関する関係地方自治体との調整において地方自治体の意欲を高め信頼感を持って協議を進めるために、移譲に伴い必要となる人員及び財源の確保について政府としても敏速かつ積極的に対

応されることを期待。

③ 地方移譲の対象となる「地方自治体による総合行政の確立等に資するもの」の考え方の具体化

○ 「国専担型」の事務・権限についても、「地方自治体による総合行政の確立等に資するもの」は、必要に応じて事務処理等の基準を定め、あるいは法定受託事務とすること等により、地方自治体に移譲することを検討。特に、地方自治体が独自に行わざるを得ない施策に関連するものは、地方自治体への移譲を積極的に検討。

○ その際、それによって地方自治体や地域住民にどのようなメリット（又はデメリット）が生じるのか、例えば次のような観点を総合的に勘案して検討した上で、仕分けを判断すべき。

（注）これらの観点は、特に、「国専担型」の事務・権限の場合に検討する必要があるが、性質上それに限られるものではない。

ア 地方自治体による総合行政の確立

移譲される事務・権限とともに関連する地方自治体独自の施策を合わせて実施することで、地方自治体の総合的な行政の展開に資することとなるか。

イ 地方自治体の自主性・自立性の発揮

移譲される事務・権限の遂行にあたり、地域の実情等に応じた創意工夫を発揮し得ることとなるか。

ウ 住民の利便性の向上

窓口がより住民に身近になり、関連の諸手続の窓口が一元化されることで、地域住民の利便性等の向上が見込まれるか。

エ 国と地方を通じた行政の簡素化・効率化

移譲される事務・権限を地方自治体が行う方が、組織・人員や事務手続等の面で国と地方を通じた行政の簡素化・効率化にも資するか。

④ 多くの機関に共通する事務・権限の仕分けの方向

i) 国庫補助負担金に関する事務

○ 手続の簡素化を進めるとともに、出先機関の役割が本府省と交付先との間の経路的な機能にとどまっている場合をはじめとして、本省で直接実施することも検討すべき（国庫補助負担金を含む税財政の問題については後述）。

ii) 広報啓発・相談等に関する事務

○ 許認可・監督等、他の分類の特定の事務・権限との関連で実施されていると整理できるものについては、関連する事務・権限の取扱いとあわせて仕分けを検討すべき。

○ それ以外のものについては、地方に一元化することを基本として、国の役割を限定するとともに、本省で直接実施することを検討すべき。

○ なお、消費者行政に関する相談事務については、地方の消費生活センタ

一等を一元的な消費者相談窓口と位置付けるとの消費者行政推進会議取りまとめの考え方を踏まえて検討すべき。

iii) 国家試験等の実施に関する事務

- 国家試験等の実施の事務については、一部、地方自治体が担っているものがあるが、現在、国の出先機関で行われている国家試験等の実施事務は、主に試験会場の確保、試験申込受付、受験票の交付、試験の監督等の試験実施の庶務的な事務であり、その性格上、むしろ市場化テストになじむものが多いと考えられることから、その方向を基本として仕分けを検討すべき。

iv) 統計調査の実施に関する事務

- 指定統計を含む国の統計調査は、法定受託事務として地方自治体により実施されているものが多いという実態がある。現在国の出先機関が行っている指定統計を含む国の統計調査の実施事務については、その地方への移譲を進めるべきであるが、その前に、むしろ民間委託の拡大等により業務のスリム化を進めるとともに、国の出先機関を経由せずに本省で直接対応する効率化も含めて検討すべき。
- また、国の出先機関において相当規模の実施体制をもって実施している統計調査については、独立行政法人化の可能性も検討すべき。

(2) 事務・権限の地方移管にあたり必要となる措置

① 都道府県域を超える広域的な事案に係る規制権限

- 従来、都道府県域をまたぐ広域的な事業者や事業活動等に対する許認可・監督等の権限は、主に国がこれを担ってきたが、そのうち特に報告徴収、立入検査等の権限については、域外事業者等に対する都道府県の権限を法令解釈上明確にし、あるいは法令改正によってこれを都道府県に付与することなどにより、都道府県が中心となって対応する仕組みに改めるなど、都道府県の役割の拡大を検討すべき。
- なお、広域的な事業者等の許認可等の権限を国が担う一方、これに対する立入検査等の権限を主に都道府県が担うこととなる場合にあっては、都道府県が必要と判断する場合に国に対して許認可の取消し等の措置要求をすることができる仕組みを講ずることを積極的に検討すべき。

② 災害等の緊急時に機動的に対応できる仕組みの検討

- 各府省が出先機関の見直しを困難とする論拠として、大規模災害の発生など緊急時に国の役割を的確に果たすためには、各地域に一定の規模と能力を備えた現地機関を設置しておく必要があるとの主張が繰り返しなされている。
- この点については、例えば、本府省に、緊急事態への対応機能を集約した遊軍的な組織を設け、これが中核となって都道府県等の関係機関との連携・協力を図りつつ機動的に対応するなどの仕組みを導入することにより、機動

的かつ効率的な緊急対応体制を整備することが可能と考える。災害発生時等の緊急対応の必要性をもって現在の国の出先機関の組織や規模を恒常的に置く必要性を説明することは困難。地方分権改革の実現が政府の方針である以上、関係府省は、むしろ地方分権改革後の新たな災害対応等の緊急事態対応の体制をどう組み立てるかを検討すべき。

3 組織の見直しの方向

(1) 組織の見直しの基本的考え方

- 委員会では、2で具体化した仕分けの考え方に基づく国の出先機関の事務・権限の仕分けについて、各府省の見解を求めた上で整理を行い、これを基に、その組織のあり方について検討。国の出先機関については、委員会の審議を通じて、民主的統制の不足などによる組織的なガバナンスの欠如が明らかになっており、この観点からも、組織を抜本的に見直すことが必要。
- 仕分けによる整理の結果、ほとんどの事務・権限を出先機関の事務・権限として存続させることとなる場合であって、かつ、当該組織を存続させても、関係府省による二重行政の弊害や新たな拡大をもたらすことがないと考えられるものについては、現行組織の存続を基本として検討。
- 社会経済情勢等の変化により業務の意義が薄くなってきているものや、既往の政府方針において、独立行政法人化により主要な事務・権限が廃止される予定となっているものなどについては、国と地方の役割分担の議論を行うまでもなく、行政の簡素・効率化等の観点から、現行組織の廃止を検討。
- 国の出先機関のうち、重複型、分担型及び関与型の事務・権限や、地方自治体が独自に行わざるを得ない施策に関連する国専担型の事務・権限が多くを占めるものについては、国と地方自治体の二重行政の問題を解消する観点から、その組織のあり方について、原則として、現行組織の存続を前提とせず抜本的な見直しを検討。

(2) 個別機関の廃止統合の検討

(1)の基本的考え方を踏まえ、個別の出先機関の廃止統合について、次のような方向で検討。

- ① 行政の簡素・効率化等の観点から組織の廃止を検討するもの
業務の縮小や独立行政法人化などにより、存続の意義が失われている機関については、国と地方の役割分担の議論を行うまでもなく、行政の簡素・効率化等の観点から、現行組織の廃止を検討。
- ② 二重行政の問題を解消する観点から組織の見直しを検討するもの
 - i) 出先機関の事務・権限がなくなるもの
仕分けによる整理の結果、国の出先機関の事務・権限として存続するものがなくなる場合は、当該出先機関を完全に廃止することを検討。
 - ii) 一部の事務・権限を存続させることとなるもの

一部の事務・権限を国の出先機関の事務・権限として存続させることとなる場合に、これらの事務権限を担う組織が二重行政の弊害や新たな拡大をもたらすことのないよう、例えば、以下の方針に沿って廃止・整理を検討。

ア 同一府省内に、専ら国が本来担うべき事務を行う他の出先機関が存在している場合は、当該機関に事務・権限を吸収

イ アに当てはまらない場合は、府省を超えた総合的な出先機関への事務・権限の集約化

なお、二重行政の問題を解消する観点から見直しが必要な出先機関のうち、現在、都道府県単位の機関が置かれているものについては、ブロック単位機関（総合的な出先機関を含む。）への統合についてあわせて検討。

（３）一部の事務・権限を存続させる場合の組織の在り方の検討

上記（２）の②のii）の例示のケースについては、以下のような考え方で検討。

① 同一府省内に存在する専ら国が本来担うべき事務を行う他の出先機関への事務・権限の吸収の検討

○ 仕分けによる整理の結果国の出先機関の事務・権限として存続させることとなるものについて、同一府省内の、専ら国が本来担うべき事務を行う他の出先機関（今回の見直しの結果、専ら国が本来担うべき事務を行うこととなる出先機関を含む）の所掌事務等に親和性がある場合には、当該機関への事務・権限の吸収を検討。

○ なお、同一機関の存続業務であっても、個々の事務・権限の性質等によって、この吸収の対象となるものと、総合的な出先機関への集約の対象となるものとに分離されるケースもあり得る。

② 府省を超えた総合的な出先機関への事務・権限の集約化の検討

○ 二重行政の問題を解消する観点から見直しが必要な出先機関のうち、一部の事務・権限を出先機関の事務として存続させるものについて、アに当てはまらない場合は、総合的な出先機関への集約化を選択肢の一つとして検討。総合的な出先機関は、行政の簡素・効率化、縦割り行政の弊害の是正にも資する。その際、例えば、各府省の相互に関連する事務・権限を担う組織の統合を図るなど、総合化によるメリットが期待される組織のあり方を検討。

○ 現在、総合的な出先機関として内閣府に沖縄総合事務局が設置されているが、この組織や機能の検証を行いそれも参考に、地方自治体への事務移譲等によるスリム化を行った上で、いわば「分権化された総合事務局」として、ブロック単位の総合的な出先機関の設置について検討。

○ 総合的な出先機関について具体的に検討する際には、管轄区域や本局の設置場所等について、施策の効率的な実施等の観点や地域の実情等を踏まえ、地方団体等と十分に調整し、柔軟に対応することが必要。

- また、当該機関が設置される府省と、統合される各部門の関係大臣の指揮監督関係について整理することが必要となると考えられる。

③ 都道府県単位機関のブロック化の検討

- 上記2のような方針で事務・権限の仕分けを行った場合、国の出先機関で引き続き担うべき事務・権限として残るものは、広域的な調整事務など、都道府県単位で実施する必然性に乏しいものが多数となるのではないかと想定。交通機関や通信手段の発達等を踏まえれば、こうした事務・権限については、より管轄区域が広い機関への統合は可能であると考えられる。
- このため、二重行政の問題を解消する観点から見直しが必要な出先機関のうち、現在、都道府県単位の機関が置かれているものについては、ブロック単位機関（総合的な出先機関を含む。）への統合について検討。

④ 二重行政の弊害是正方策

- 存続する国の出先機関が、関係府省による二重行政の弊害や新たな拡大をもたらすこととならないようにするとともに、地域住民や地方議会などの監視による民主的統制の強化や、地域の声を施策に反映させるためにも、管轄区域内の都道府県等関係自治体による協議会を設けるなどの仕組み等について検討。

4 組織の見直しに伴う人員及び財源の取扱いについての基本的考え方

- 仕事を地方に移譲するのであれば、それに伴い求められる技術や専門性を備えた人材や必要な財源を確保することが必要。
- 国の出先機関の抜本的な改革にあたっては、事務・権限の地方移譲に伴う国から地方への職員の移行等が不可欠。また、事務・権限の廃止・縮小や、組織の統廃合等に伴う人員の整理・合理化が必要。
- その的確かつ円滑な実施をはかるためには、職員の雇用や国と地方を通じた公務能率の維持・向上について十分な配慮が必要であり、こうした点を踏まえた職員の移行等の仕組みについて、次のような方向で検討。
 - ・ 人材の地方自治体への移管、省庁間の配置転換、再就職のあっせん等について総合的な調整を行うための国と地方を通じた横断的な組織（調整本部）を設置
 - ・ 人材の移管にあたって必要となる制度的な措置（退職金の負担や身分・処遇の取扱い等）の検討
 - ・ 人材の移管にあたっては、地方に移譲される事務・権限を実施するために必要な資質や能力を備えた人材が十分に確保されるよう配慮
 - ・ 組織の統廃合等に伴い必要となる人員の整理・合理化については、一定の年限を設けて計画的に実施
 - ・ 例えば「人材交流センター」を設けるなど、出先機関と地方自治体との間で

の人事交流（人材交流）の仕組み、国・地方を通じた人材育成の仕組みの整備
・ 地方への移行や配置転換に当っての研修制度の充実

- 上記のような事務・権限の地方移譲及びそれに伴う国から地方への職員の移行等に際しては、事務の集約化による効率化・スリム化を前提とした上での財源の確保が必要。
- これについては、前述のとおり、国庫補助負担金、地方交付税、国税から地方税への税源移譲を含めた税源配分の見直しについて一体的に検討し、地方債を含め分権にかなった地方税財政制度の改革を進めていくため、第2次勧告後に検討し、勧告する予定。
- なお、国庫補助負担金については、第2次勧告に向けた議論のなかでもその見直しの考え方を検討することがあり得る。

5 その他

- 独立行政法人が、地方に設けている事務所等を通じて実施している事業についても、国の出先機関と同様、地方自治体との二重行政の問題を解消する観点から、見直しの検討が必要なものあり。

このような事業については、i) 機械的・定型的なものは本部で実施、ii) 実体的な判断が必要となるものは地方自治体に移管、などの方向で見直しを行い、地方事務所の廃止等について検討を行うことが必要。

このため、独立行政法人改革の取組みと連携しつつ、見直しの検討を行う。

- 広域連携のあり方などを含めた行政体制の問題についても、今後の重要な課題である。将来、都道府県による広域連合等が実現した場合には、これを都道府県域を超える広域的な事務・権限の受皿とすることを選択肢の一つとして検討すべき。